

橿原磯城リトルシニア野球協会会則

第1条（名称）

本会は財団法人全日本リトル野球協会リトルシニア関西連盟に所属し、
橿原磯城リトルシニア野球協会と称する。

第2条（目的）

地元地域の野球を愛する中学生に対し硬式野球を正しく指導し体力、技術の向上を図り、スポーツ精神の修養及び団体生活におけるチームワークの重要性を理解させ、野球を通じて規律を重んじる明朗な社会人となる素養を涵養し、次代を担う人材の健全育成を図ることを目的とする。

第3条（事業）

本協会はその目的の達成の為、次の事業を行う。

- 1：日本リトルシニア野球連盟の主催する大会への参加
- 2：他のチームとの親善試合及び練習
- 3：地元地域への貢献活動
- 4：その他目的達成に必要と認められる活動

第4条（構成）

本協会は日本リトルシニアに登録を完了した会員、練習生にて構成する。

第5条（運営）

本協会は本協会の設立目的に賛同する者と会員の委任により運営する
本協会の本部を奈良県磯城郡田原本町大安寺113-1に置く

第6条（役員）

本協会の運営を円滑に行い、目的を達成する為に次の役員を置くことができる。

- 1：会長1名、副会長若干名、事務局長1名。（本部役員）
- 2：相談役若干名、顧問若干名。（諮問機関）
- 3：事務局長補佐若干名、会計1名、会計監査1名、事務局若干名（フロント部）
- 4：監督1名、ヘッドコーチ1名、コーチ数名 マネージャー若干名（スタッフ部）
- 5：審判部部長1名 審判員数名（審判部）
- 6：保護者会長1名（保護者会）

第7条（役員任務）

- 1：会長は本協会を総括し本部役員会議、フロント会議を組織し重要事項の審議決を執行、総理する。
- 2：副会長は会長を補佐し会長に都合あるとき、その職務を代行する。
- 3：事務局長は対外的な渉外活動・進路相談及び協会内の事務運営の総括を行う。
- 4：会計は協会運営の会計を総括する
- 5：監査は会計業務の監査をする
- 6：スタッフ部は会員全員を把握しチーム作りをする
- 7：諮問機関は会長の諮問に応じ答申する

第8条（役員選任）

- 1：フロント部、スタッフ部、審判部の選任は本部役員会が行う。
- 2：本部役員会は各部及び保護者会が選出した役員を承認する

第9条（役員任期）

- 1：役員任期は2年とする（本部、フロント部）
- 2：保護者会長は1年とする
- 3：スタッフ部、審判部は原則1年とする。但し再任は妨げない。
- 4：役員は任期中に本協会の名誉を毀損するような行動及び本会目的に反する行動など不健全な社会人とみなされた場合、会長判断にて任を解く。その他本部役員会の議決にてこれを解任することができる。

第10条（入会,退会）

本協会は中学1年生より3年生までの少年に限る。（少年には女子を含まない）
但し、小学生であっても練習生として入団できる。（練習生は小学六年生を対象とする）

- 1：本協会の目的に賛同できる上記資格者。
- 2：入会許可を受けた者は所定の入会申し込み用紙を提出し入会金を納めること。
- 3：入会許可を受けた者は日本リトルシニア野球協会の規定に基づく障害保険に加入すること。又本協会との誓約書を提出すること。
- 4：退会は会員の申し出により認めるが、退会届を提出すること。
- 5：会員としてふさわしく無い行動（第11条）、規約違反を起した場合、本部役員会の決議にて退会させることができる。
- 6：保護者が本協会に非協力的であったり、批判したりチーム内を攪乱したりした場合その保護者に対し警告、謹慎、退団（会員共）させることができる。

第11条（罰則）

- 1：勉強を怠る者
- 2：父母の言うことを聞かない者
- 3：無断で練習を休む者
- 4：規律、礼儀等を守れず、チームワークを乱す者
- 5：監督、コーチ及び役員指示に逆らう者
- 6：感謝の気持ちが無い者
- 7：非行に走る者
- 8：いじめを行なう者

上記事項に該当する場合本部役員決議により練習停止を命ずる。

尚、卒団後も上記に該当する場合本部役員にて処分決議する。

第12条（会議）

本協会の会議は本部役員会、役員会、総会とする。

- 1：本部役員会は原則毎月1回とするが、必要に応じ臨時に開くことができる。
- 2：役員会は2ヶ月に1回とする。但し必要に応じ本部役員承認のうえ臨時に開くことができる
- 3：総会は年1回とする。但し必要に応じ本部役員承認のうえ臨時に開くことができる。

第13条（運営費）

本協会は次により運営する。

- | | |
|--------------|---|
| 1：入会金（初年度のみ） | 20,000円 |
| 2：会費（月額） | 15,000円（兄弟減免・母子父子減免あり）
2,000円（施設管理費） |
| 3：保険 | 連盟規約に基付く保険に加入 |
| 4：その他 | 本協会の目的に対する賛同者の寄付金など |

第14条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年10月1日より翌年9月30日までとする。

尚、年1度の会計監査を執り行うものとする。

第15条（規約変更）

本協会規約の変更は本部役員会の決議を経て役員会の3分の2以上の賛同を得て会則の変更を行う。

附則 この規約は、２００６年 １月２２日より施行する。
この規約は、２００６年 ４月２９日より一部改正する。
この規約は、２００６年 ９月２７日より一部改正する。
この規約は、２００６年 １月３０日より一部改正する。
この規約は、２００８年 １月２０日より一部改正する。
この規約は、２０２１年 １月 ３日より一部改正する。
この規約は、２０２５年 ４月 ３日より一部改正する。